

がん検診

今年度はさらに受けやすく！

がんは周防大島町の死因の第1位で、4人に1人ががんで亡くなっており、町の検診でも毎年がんが発見されています。ほとんどの方が検診を受けた時は自覚症状がなかった方々で、がんはとても身近で自覚症状がない病気ということがよく分かります。早く見つければ、ほとんどのがんは8割以上治ると言われています。他の臓器に転移していると言われる確率は極めて低くなるため、自覚症状のない時から定期的に検診を受けることが重要です。



■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820 (73) 5504

がん検診が受けやすくなっています

町では、できるだけ多くの方にがん検診を受けていただくため、昨年度に引き続き、肺がん検診の夕方検診や出前検診、大腸がん検診の容器常時配付、無料クーポン券対象者へ容器の郵送など行っています。これまでに一度も検診を受けたことがない方、最近受けていない方は、今年度は必ずがん検診を受けてください。

『子宮頸がん検診』の個別検診を始めます

今まで個別検診は無料クーポン券対象者のみでしたが、今年度から20歳から40歳までの方は、『集団検診』と『個別検診』のどちらかを選べるようになりました。

対象者	20歳～40歳の女性
検診期間	5月2日～平成29年3月31日
医療機関	医療法人 優クリニック（柳井市中央1丁目8-8） ☎0820（22）0317
検診料金	1,500円
予約	不要 ※診療時間内に直接医療機関にお越しください。
持参するもの	居住地および生年月日が確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）、受診票（医療機関にもあります）

柔道整復師の施術を受けられる方へ
～ 接骨院・整骨院等のかかり方～

ご存じですか？
健康保険が利用できるのは、
外傷性のケガの場合だけです！

国民健康保険および後期高齢者医療保険の
被保険者の皆さまへ

接骨院・整骨院で受ける施術には、「健康保険が使える場合」と「使えない場合」が法律により定められています。健康保険の療養費は、皆さんの貴重な保険料等から支払われます。医療費（保険給付費）の適切な支給のため、適正受診にご協力ください。

健康保険が使える場合

- ねん挫
- 打撲
- 肉離れ
- 骨折・脱臼（応急手当でできない場合は医師の同意書が必要）

健康保険が使用できない場合の例（全額自己負担）

- 神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなどの、病気が原因の痛み
- 加齢や疲労からくる肩こり・腰痛、脳疾患後遺症などの慢

性的症状

- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 症状の改善が見られない、長期にわたる漫然とした施術
- 保険医療機関（病院、診療所など）で治療中のものなど

かかるときの注意事項

- ◆ 施術を受ける前に、負傷原因を正確に伝えましょう。
- ◆ 長期にわたる施術を受けても痛みが続く場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ◆ 領収書は必ずもらいましょう。（※領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください）
- ◆ 同一の負傷について、同時期に外科・整形外科の治療と柔道整復師の施術を受けた場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担（保険が使えない）となります。
- ※不適切な請求が行われた場合、被保険者の皆さんも不利益を被ることがありますので、注意事項を守って正しく利用しましょう。

その他（お願い）

治療内容について保険者または町よりお尋ねすることがあります。適切な療養費の支給に向けて、施術日や施術内容等を照会させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820 (73) 5502